

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第18項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	黒川 省藏	高松市前田東町9番地6	令和8年2月25日